

# 横浜市消防局からの重要なお知らせ

建物やテナントの管理権原者(所有者、賃借人など)は、  
消防法等の定めにより、以下の事項を行わなければなりません。

※建物規模や用途により異なりますので、詳細はお近くの消防署にお問合せください。

## 1. 消防用設備等の工事前、工事後

消防用設備等の設置に係る工事をする前に、消防署に相談をして下さい。事前に届出が必要となります。	<input type="checkbox"/> <b>消防用設備等の工事着手の届出</b> 工事に着手しようとする日の10日前までに所轄消防署へ届出。 ※消防用設備等の種類により、届出の有無が異なります。
消防用設備等の設置に係る工事が終わった後は、消防署に届出を行い、検査を受けなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出</b> 設備工事が完了した日から4日以内に所轄消防署へ届出。 ※建物の用途・規模により、届出・検査の有無が異なります。 ※横浜市では、令第35条第1項1号、2号のほか、300㎡以上の非特定防火対象物も届出が必要となります。
新築・改築・増築・用途変更等を行い、建物を使用するには、事前に消防署に届出を行い、検査を受けなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>防火対象物の使用を開始(変更)する届出</b> 建物を使用する7日前までに所轄消防署へ届出。 ※専用住宅を除く。

## 2. 建物やテナントを使用する前

防火管理に必要な業務を行う資格を持った責任者(防火管理者)を置かなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>防火管理講習の受講</b> <input type="checkbox"/> <b>防火管理者の選任(解任)及び届出</b> 管理権原者が防火管理者を選任し、所轄消防署へ届出。 ※建物の用途、収容人員により異なります。
防火管理に係る消防計画を作成しなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>消防計画の作成(変更)及び届出</b> 防火管理者が消防計画を作成し、所轄消防署へ届出。 ※防火管理者や計画内容を変更した場合も届出が必要です。
管理について権原が分かれている建物は、各管理権原者の協議により、建物全体の防火管理者を置かなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>統括防火管理者の選任(解任)及び届出</b> 管理権原者が統括防火管理者を選任し、所轄消防署へ届出。 ※建物の用途、階数、収容人員により異なります。 ※統括防火管理者を変更した場合も届出が必要です。
建物全体についての防火管理に係る消防計画を作成しなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>全体についての消防計画の作成(変更)及び届出</b> 統括防火管理者が建物全体の消防計画を作成し、所轄消防署へ届出。 ※統括防火管理者や計画内容を変更した場合も届出が必要です。

## 3. 建物やテナントを使用し始めた後

建物に設置されている消防用設備等は、6か月に1回、消防法に基づき点検しなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検及び報告</b> 点検結果報告書を所轄消防署へ報告(特定は年1回、非特定は3年1回)。 ※建物規模等により点検資格者による点検が必要です。
収容人員が300人以上の特定防火対象物等の建物は、1年に1回、建物の防火管理状況について点検しなければなりません。	<input type="checkbox"/> <b>防火対象物点検及び報告</b> 防火対象物点検結果報告書を1年に1回、所轄消防署へ報告。 ※点検資格者による点検が必要です。

### < 参考 > 消防法上の建物用途の分類

	防火対象物の用途
特定防火対象物	映画館、集会場、キャバレー、性風俗関連特殊営業店、遊技場、カラオケボックス、料理店、飲食店、百貨店、ホテル、病院、老人ホーム、老人デイサービスセンター、幼稚園、ソーブランド、地下街、準地下街 等 特定防火対象物の用途の入っている複合施設
非特定防火対象物	マンション、学校、図書館、銭湯、駅舎、神社、工場、テレビスタジオ、駐車場、飛行機の格納庫、倉庫、事務所、重要文化財、50m以上のアーケード 等 特定防火対象物の用途の入っていない複合施設

# 届出等 必要の有無チェック図

## 1. 建物が「特定防火対象物」か「非特定防火対象物」かの確認

消防法施行令別表第1

※「横浜市消防局からのお知らせ」に記載されております「消防法施行令別表第1」をご確認下さい。

	防火対象物の用途
特定防火対象物	(1)項イ、(1)項ロ、(2)項イ、(2)項ロ、(2)項ハ、(2)項ニ、(3)項イ、(3)項ロ、(4)項、(5)項イ、(6)項イ(1)~(4)、(6)項ロ(1)~(5)、(6)項ハ(1)~(5)、(6)項ニ、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項
非特定防火対象物	(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(11)項、(12)項イ、(12)項ロ、(13)項イ、(13)項ロ、(14)項、(15)項、(16)項ロ、(17)項、(18)項、(19)項、(20)項

## 2. 各種届出等のチェック項目

※ 下記の該当したものは、届出が必要となります。

	特定防火対象物	非特定防火対象物
<p>○防火管理者の選任（解任）及び届出</p> <p>○消防計画の作成（変更）及び届出</p> <p>※ テナントもチェック項目に該当すれば必要になります(乙種防火管理者を選任できる場合もあります)</p>	<p><input type="checkbox"/> 建物全体の収容人員が30人以上 ※延面積300㎡以上は、甲種防火管理者を選任 ※延面積300㎡未満は、甲種又は乙種防火管理者を選任</p> <p><input type="checkbox"/> (6)項ロ若しくは(6)項ロを含む(16)項イ、(16の2)項で、建物全体の収容人員10人以上 ※甲種防火管理者を選任</p>	<p><input type="checkbox"/> 建物全体の収容人員が50人以上 ※延面積500㎡以上は、甲種防火管理者を選任 ※延面積500㎡未満は、甲種又は乙種防火管理者を選任</p>
<p>○統括防火管理者の選任（解任）及び届出</p> <p>○全体についての消防計画の作成（変更）及び届出</p>	<p>管理について、権限が分かれている下記の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 高層建築物(高さ31mを超えるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> (16の2)項、(16の3)項</p> <p><input type="checkbox"/> 地上3階以上、かつ、収容人員30人以上</p> <p><input type="checkbox"/> (6)項ロ、(16)項イ((6)項ロの用途が存するもの)で地上3階以上、かつ、収容人員10人以上</p>	<p>管理について、権限が分かれている下記の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 高層建築物(高さ31mを超えるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> (16)項ロで、地上5階以上、かつ、収容人員50人以上</p>
○消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検及び報告	<p>※ 6か月に1回、点検する必要があります</p> <p>※ 1年に1回、所轄消防署へ報告する必要があります</p>	<p>※ 6か月に1回、点検する必要があります</p> <p>※ 3年に1回、所轄消防署へ報告する必要があります</p>
○防火対象物点検及び報告	<p><input type="checkbox"/> 収容人員が300人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 特定一階段防火対象物(※1)で、収容人員が30人以上300人未満</p> <p><input type="checkbox"/> (6)項ロの特定一階段防火対象物で、収容人員が10人以上300人未満</p>	<p>※ 不要です</p>

※1【特定一階段防火対象物】

特定用途の部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該部分から避難階又は地上に直通する階段、傾斜路の数が2以上設けられていない建物